

### 11.1 情報の利用と著作権

これまでの各章では、情報の効果的な探し方や利用のしかたについて述べてきましたが、ここでは情報を利用する際に深く関わってくる著作権のことについて触れておきます。読んでみて面倒だと思われる方もいるかもしれませんが、「著作権を守る」ことは「他人の権利を守る」ことであると理解してください。

今日では、情報の大量流通やコピー技術の発達により、誰でも容易に多くの情報を利用できる環境にあります。しかし、その情報のほとんどは「他人の著作物」です。そして、それらは著作権によって保護されています（具体的な内容は著作権法に規定されています）。そのため、皆さんが情報を利用する場合には、無条件に利用できるわけではなく、著作権に配慮した利用が求められることとなります。

では、「著作権に配慮した利用が求められる場合」とはどのような時でしょうか。第10章で、他人の書いた論文などを引用する場合の注意点を述べましたが、この他にも学生の皆さんが学習・研究において注意すべきことがあります。特に代表的なものを2点あげておきますので、ご参照ください。

<p>図書・雑誌の論文等を図書館でコピーする場合</p>	<p>著作権法第31条第1項第1号の定めによります。要件としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館の資料に限る (自分や友達の本をコピーするのは不可です)</li> <li>● コピーできるのは1人1部のみ</li> <li>● 図書のコピーは一部分のみ (通常、1冊の半分以下とされています。ただし、地図帳・写真集などのように、中の1つ1つが独立した著作物と判断されるものについては、それぞれの半分以下となります)</li> <li>● 雑誌論文のコピーは次号が出て以降 (最新号のコピーは不可です。同じ理由により、当日の新聞のコピーも不可です)</li> </ul> <p>などがあります。</p> <p>※ 著作権法に直接書かれていませんが、「著作権を守ってコピーしている」ことを明確にするため、複写申込書に資料名・コピーするページ等を記入することも必要とされています。</p>
<p>コンピュータ上でファイル・画像・ソフトウェア等(ここでは「ファイル等」と呼びます)を利用する場合</p>	<p>(コピー・利用を特に許可している場合を除き)以下の行為は違法になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他人作成のファイル等を自分のホームページで使用する</li> <li>● 他人作成のファイル等を他のサーバー等にアップロードする、またはファイル交換ソフト等によって他からダウンロードできる状態にする</li> <li>● 違法にコピーされたファイル等(海賊版)を、海賊版と知りながら使用する</li> <li>● 正規に購入したファイル等であっても、許可された台数を超えるコンピュータにインストールする</li> </ul>

これ以外にも、著作権に配慮した利用が求められる場合があります。しかし、皆さんも学習・研究でさまざまな活動をされるでしょうから、どういう場合に著作権が問題になるのか、すぐには分かりにくいものがあると思います。そこで、次ページで著作権に関するホームページを紹介しますので、「自分のしていることは著作権を侵害していないだろうか?」と思われた時には利用してみてください。

## 第11章 情報の利用と著作権

- 著作権法全文は六法全書その他、以下のホームページから見ることができます。

e-Gov(電子政府の総合窓口) : <http://www.e-gov.go.jp/>

- 著作権に関する疑問点等は、以下のホームページから参照できます。

文化庁 : <http://www.bunka.go.jp/>

社団法人 著作権情報センター : <http://www.cric.or.jp/>